

カバー株式会社に対する勧告等について

令和6年10月25日
公正取引委員会

公正取引委員会は、カバー株式会社（以下「カバー」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、カバーに対し勧告を行った。

また、下請法第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、勧告と併せて指導を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	4011001111450
名称	カバー株式会社
本店所在地	東京都港区三田三丁目5番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー
代表者	代表取締役 谷郷 元昭
事業の概要	いわゆる「VTuber（注）動画」の作成、インターネットを通じた動画の配信等
資本金	10億315万1189円

（注） 2Dや3Dのアバターを用いて動画投稿やライブ配信等の活動を行うタレントをいう。

2 勧告の概要等

(1) 違反事実の概要等

ア カバーは、個人又は資本金の額が5000万円以下の法人たる事業者に対し、インターネットを通じて配信するいわゆる「VTuber動画」等に用いるイラスト、動画用2Dモデル又は動画用3Dモデルの作成を委託している。

イ カバーは、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた（下請事業者23名に対し、合計243回）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

ウ 前記イのやり直しについて例示すると次のとおりである。

事例 1	<p>カバーは、令和4年4月8日、下請事業者1名に対し、動画用2Dモデルの作成を発注し、同月18日に給付を受領した後、同年9月15日までの間に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償で7回させていた。</p> <p>当該7回のやり直しのうちの3回は、検査期間を納入後7営業日以内としていたにもかかわらず、当該期間を経過した後にさせたものであった。</p> <p>当該3回のやり直しのうちの2回は、本発注により作成された動画用2Dモデルを利用するV T u b e rが修正を希望していることを理由として、カバーが当該事業者に「制作完了」したとの通知を行った令和4年7月11日より後にやり直しをさせたものであった。</p> <p>カバーは、その後も経理処理を失念するなどし、本発注の下請代金が支払われたのは、給付の受領日である令和4年4月18日から619日経過した令和5年12月27日であった。</p>
事例 2	<p>カバーは、令和4年10月27日、下請事業者1名に対し、動画用2Dモデルの作成を発注し、同年11月21日に給付を受領した後、令和5年5月23日までの間に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償で5回させていた。</p> <p>当該5回のやり直しは、いずれも検査期間を納入後5日以内としていたにもかかわらず、当該期間を経過した後にさせたものであり、本発注において、カバーが当該事業者「社内、タレント共に全ての確認が完了」したとの通知を行ったのは、本発注の給付の受領日である令和4年11月21日から277日経過した令和5年8月25日であった。</p> <p>本発注の下請代金が支払われたのは、給付の受領日である令和4年11月21日から312日経過した令和5年9月28日であった。</p>
事例 3	<p>カバーは、令和5年1月24日、下請事業者1名に対し、動画用2Dモデルの作成を発注し、同年2月8日に給付を受領した後、同年3月22日までの間に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償で3回させていた。</p> <p>当該3回のやり直しのうちの2回は、検査期間を納入後5日以内としていたにもかかわらず、当該期間を経過した後にさせ</p>

	<p>たものであり、本発注において、カバーが当該事業者に「納品」が完了したとの通知を行ったのは、本発注の給付の受領日である令和5年2月8日から230日経過した同年9月26日であった。</p> <p>カバーは、令和5年4月頃には、本発注により作成された動画用2Dモデルを用いて動画配信を行っていたが、本発注の下請代金が支払われたのは、給付の受領日である同年2月8日から266日経過した同年10月31日であった。</p>
--	--

エ カバーは、前記アの下請事業者以外の情報成果物の作成を委託している個人又は資本金の額が5000万円以下の法人たる事業者に対しても、前記イと同様のやり直しが生じ得る方法で当該委託を行っていた。

(2) 勧告の概要

ア カバーは、下請事業者に対し、前記(1)イの行為により、下請事業者の給付を受領した後に、無償で給付をやり直させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。

イ カバーは、下請法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。

(ア) 次の事項を取締役会の決議により確認すること

a 前記(1)イの行為が下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものであること

b 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと

(イ) 前記(1)ア及びエの下請事業者に対し、令和4年4月1日から令和6年10月25日までの間に、当該事業者の給付を受領した後にやり直しをさせた下請取引（前記(1)イのものを除く。）について、下請法第4条第2項第4号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること

(ロ) 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

ウ カバーは、前記ア及びイに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

エ カバーは、前記アからウまでに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。

オ カバーは、前記アからエまでに基づいて採った措置を速やかに公正取

引委員会に報告すること。

3 指導の概要等

(1) 違反事実の概要

カバーは、情報成果物の作成を委託している下請事業者に対し、令和4年7月から令和6年2月までの間、前記2(1)イの行為等により、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていなかった（当該支払遅延による遅延利息の額は、下請事業者29名に対し、総額115万2642円）。

カバーは、令和6年9月17日までに、当該支払遅延による遅延利息の額を支払っている。

(2) 指導の概要

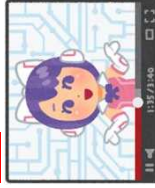
ア 前記(1)の行為について、所要の改善措置を講ずること。

イ 前記2(2)イ(イ)に基づく調査において、下請法第4条第1項第2号の問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること。

ウ 今後、前記(1)と同様の行為を行わないこと。

(3) カバーは、前記(2)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

カバード株式会社に対する勧告等について



下請取引の内容

インターネットを通じて配信するいわゆる「VTuber動画」等に用いるイラスト、動画用2Dモデル、動画用3Dモデルの作成

カバード（株）〔親事業者〕

違反行為の概要

勧告 不当なやり直しの禁止

カバードは、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者の給付を受領した後に、下請事業者に対し、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないうり直しを無償でさせていた。
(下請事業者23名に対し、243回)

指導

下請代金の支払遅延の禁止

カバードは、上記の不当なやり直し等により、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていないかつた。
(遅延利息は下請事業者29名に対し、約115万円)

勧告の概要

- ① 不当なやり直しによる費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- ② 今後、不当なやり直しを行わないことを取締役会の決議により確認すること
- ③ 情報成果物の作成を委託している下請事業者との取引において、令和4年4月1日から令和6年10月25日までの間に下請法第4条第2項第4号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

指導の概要

下請代金の支払遅延の禁止に関して、勧告に基づく調査において問題が認められた場合に下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

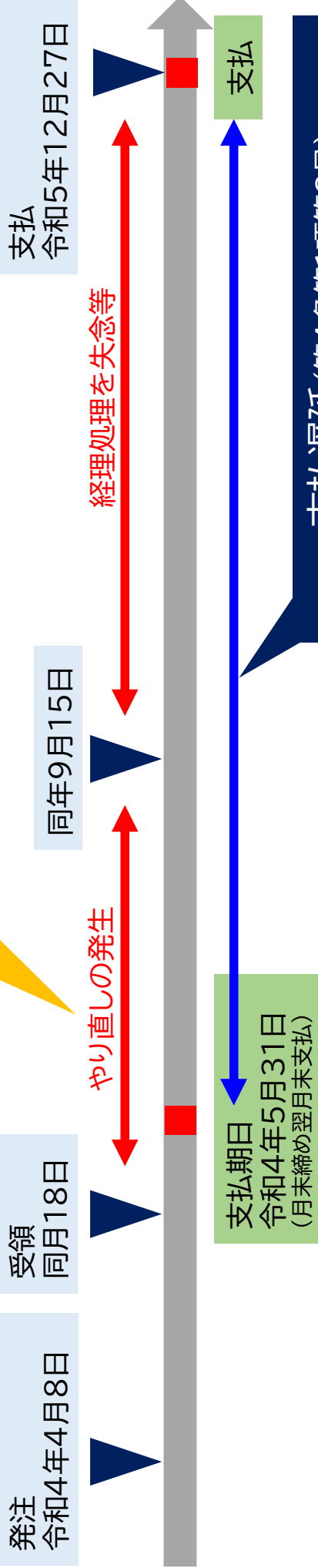
下請事業者

本件で認定された不当なやり直し・支払遅延の例

動画用2Dモデルの作成取引（情報成果物作成委託）

不当なやり直し（第4条第2項第4号）

発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないうち2回は下請事業者に「制作完了」を連絡した後に、VTuberが修正を希望していることを理由としてやり直しさせたもの。



支払遅延（第4条第1項第2号）

約1年7か月の支払遅延が発生

（注1）不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

下請法では、下請事業者には責任がないのに、費用を負担せず、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止している。

（注2）下請法における支払期日と遅延利息

下請法では、最長でも**受領日を起算日として60日目**までに支払期日を定めて下請代金を支払う必要がある。また、**受領日を起算日として61日目**からは下請法第4条の2に基づく遅延利息（年率14.6%）が発生する。

本件では、

- ・検査期間を超えてから、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやりに直しをさせる。
- ・当該成果物を使用してから6か月程度経過してから下請代金を支払う（上記とは別の事例）。などの事例が存在した。

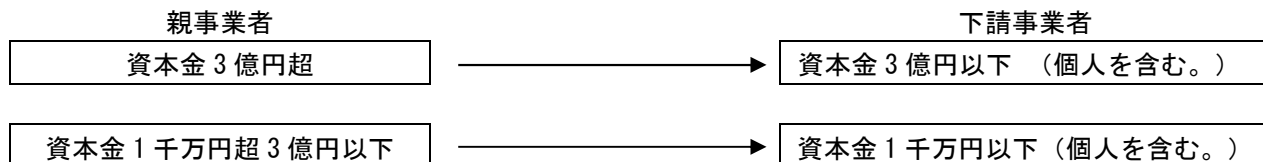
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

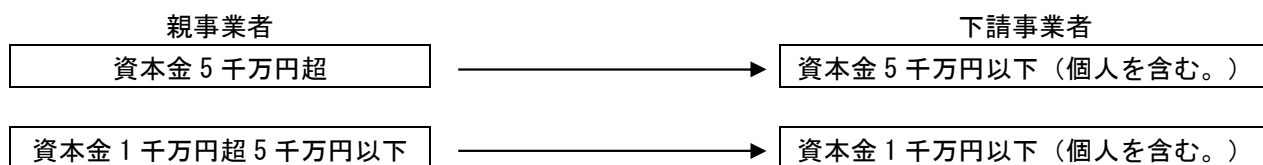
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

（定義）

第二条

1、2 （略）

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

4～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、二 （略）

三 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第 1 号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第 3 号及び第 4 号において同じ。）をするもの

四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、二 （略）

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第 3 号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 （略）

9、10 （略）

（下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一 （略）

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～三 （略）

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者

の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（遅延利息）

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。